

## 支給対象

Q1 対象となる施設はどこか

A 下記の要件をすべて満たす施設が対象となります。

### 【基本的要件】

神奈川県内に所在し、保険診療事業(助産所は運営)を令和7年3月31日まで行っていたこと

### 【施設別要件】

- (1)病院、診療所及び薬局(ただし、令和6年8月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設に限る。)
- (2)助産所(ただし、令和6年8月1日以前に開設の届出を行った助産所に限る。)
- (3)施術所(ただし、令和6年8月1日以前に開設している施術所のうち、令和6年8月1日以前に療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び神奈川県知事から承諾又は登録の通知を受けている施術所、又は償還払いによる保険適用施術を行っている施術所に限る。)
- (4)歯科技工所(ただし、令和6年8月1日以前に開設の届出を行った技工所に限る。)

Q2 既に令和6年度以前にも支援金の支給を受けているが、令和7年度についても支給対象となるか

A Q1の対象施設については、令和7年度分についても支給対象です。

Q3 自由診療のみを扱う医療機関、施術所、技工所は支給対象か。また、保険指定を受けていない薬局は支給対象か

A 公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等の支援を目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q4 令和6年8月2日以降に要件を満たした場合、支給対象か

A 令和6年8月1日時点で要件を満たしている施設を対象としておりますので、申し訳ありませんが、今回の事業の対象外となります。

Q5 申請日時点では既に施設を閉鎖しているが、令和7年3月31日まで運営していた場合、支給対象か。

A 詳細をお聞きますので、県医療整備・人材課(TEL:045-285-0731)へご相談ください。

Q6 ショッピングモール等の中に事業所があるため、「神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金」についても申請を考えているが、本支援金と、両方に申請することは可能か

A 特別高圧を受電する県内商業施設やオフィスビルに入居する中小事業者を対象とする「神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金」(令和6年8月～令和7年3月を支援対象期間とするもの)を申請する事業所・施設については、本支援金に重複して申請することはできません。

## 申請手続き(共通)

Q7 同一法人で複数の施設を開設している場合は、必ず一括して申請しなければならないか。

A 審査及び支給手続きを迅速に行うため、可能な限り一括での申請にご協力ください。

また、申請対象が数十施設以上であり添付資料の準備に時間がかかる等の場合は、分割して申請いただいても差し支えありません。

Q8 紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合、通帳の写しは何を添付すればよいか。

A 口座種別(普通・当座等)、口座名義人、フリガナ、金融機関番号、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確

認できる書類が必要です。例えば、以下のような書類です。

- 口座証明書、口座番号連絡書(会社によって名称は異なります)
- 口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの)

Q9 「10桁の医療機関コード又は登録記号番号」がわからない。

A 【保険医療機関・薬局】

・「14+点数表コード※+指定通知書の番号(7桁)」となっています。

※点数表コードは、医科1、歯科3、薬局4です。

【柔道整復施術所】

・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの登録通知書」に記載された、「協」又は「契」+9桁の番号です。

【あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所】

・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの承諾通知書」に記載された、10桁の番号です。なお、下記の関東信越厚生局のホームページでも確認できます。

《はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所》

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ahaki.html>

【償還払いのみの施術所、助産所、歯科技工所】

・該当するコードがありませんので、空欄としてください。

Q10 申請した内容に誤りがあったことに気づいたが、どのように修正すればよいか

A 郵送及び電子申請に関わらずコールセンターへ申請内容に誤りがあった旨連絡し、修正箇所の内容を伝えてください。コールセンターの方で申請内容について修正を行います。

**コールセンター番号:045-900-6316**

**申請手続き(医療機関・薬局)**

Q11 病院限定の先行申請受付期間で申請を行った病院は、通常申請受付期間での申請は可能か。

A 同一の支援金のため、重複しての申請はできません。

Q12 病院限定の先行申請受付期間で申請できなかった病院については、期間後、どのように申請したらよいか。

A 通常の申請受付期間にて、県ホームページ記載のとおり電子又は郵送申請で申請してください。

Q13 「病床数」には何の数字を記入すればよいか。(病院・有床診療所)

A 令和6年8月1日時点の「許可病床数」(医療法第27条に基づく使用許可を受けた病床数)を記入してください。ただし、令和6年8月～令和7年3月の全ての期間で休床となっている病床は除いて申請してください。

Q14 診療報酬支払通知書を紛失してしまったがどうしたらよいか。

A レセプトのオンライン請求が可能な施設は、国保連のオンライン請求システムから支払通知書のPDFデータをダウンロードする等で入手いただくか、発行元に再発行を依頼してください。

Q15 保険指定は歯科(医科併設)で受けており、かつ病床がある場合、区分は歯科診療所として申請してよいか。

A 歯科診療所で申請いただき、病床数を記入してください。

（給付額は、医科診療所と同様になります）

Q16 電力会社からの請求書に「特別」や「特高」の記載があるが、特別高圧受電の対象となるか

- A 請求書に記載の「特別」・「特高」＝特別高圧受電者とは限りませんので、必ず電力会社と締結している契約書などにより、特別高圧受電の契約を締結しているか確認してください。なお、本給付金の対象となる特別高圧電力とは契約電力が2,000kw以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上であることを指します。

申請手続き 施術所(あん摩マッサージ・はり・きゅう/柔道整復)

Q17 施術所の「開設者」と「施術管理者」が異なる場合、どちらが申請するのか。

- A 施術所の「開設者」が申請してください。

Q18 受領委任の取扱いを受けてはいないが、支給の対象となるか

- A 償還払いのみでも保険適用施術を支給対象期間内に行っている場合は、支給の対象となります。ただし、自由診療のみを扱う施術所は支給の対象外となります。

Q19 支援対象期間中(令和6年8月～令和7年3月)に閉業した場合は、支給の対象となるか。

- A 本支援金は、支援対象期間に運営を継続した医療機関等が支給対象者の要件となっているため、今回の支援金では対象外となります。ただし、移転や、開設者変更等による旧施設の閉業は、個別に状況確認を行うため、コールセンターへお問合せください。

コールセンター番号:045-900-6316

Q20 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所を同一の場所で運営している場合、申請の要件を満たしていれば、2件の申請ができるか。

- A ひとつの施術所とみなしますので、いずれか一方の業区分により、1件の申請としてください。  
（ご案内はそれぞれの施術所あてに送られている場合もありますが、申し訳ありませんが、いずれか一方の業区分により申請してください。）

Q21 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所を開設し、併せて、自らを施術管理者とする出張専門施術者としての届出（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう法第9条の3）もしている場合、2件の申請ができるか

- A 同一の施術所とみなしますので、1件の申請としてください。  
（ご案内が両方に送られている場合もありますが、申し訳ありませんが、1件で申請してください。）

Q22 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所の両方を運営しており、施術所の住所地が異なっている場合には、2件の申請ができるか。

- A 別々の施術所とみなしますので、それぞれの施術所が申請要件を満たしていれば、2件の申請が可能です

Q23 施術所の勤務施術者として登録を受ける者が、別途、自らを施術管理者とする出張専門施術者としての届出をしている場合、出張専門施術者の立場で申請ができるか。

- A 出張専門施術者として、本支援金の申請が可能です。

その他

Q24 申請してから支給までの期間はどのくらいか。

- A 審査が終わり次第、順次、支給手続きを行います。概ね3、4か月程度かかります。提出資料の不備、申請の過剰集申中があった場合は支給が遅れる場合があります。

Q25 今回の支援金に関する実績報告は必要か

- A 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。  
ただし、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する必要があります。

Q26 支援金は課税対象か。

- A 課税対象となります。詳細につきましては国税庁ホームページをご覧ください。管轄の税務署までお問合せください。